

請求人  
(略)

文京区監査委員 竹 澤 正 美  
同 松 本 理恵子  
同 白 石 英 行

令和元年 1 月 1 日付で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

第一に、請求人は「区長は本件業務委託に関して、委託料支給業務及び国及び東京都への交付金申請業務を適正に行うように業務改善を行うこと」を求めるが、この場合、対象となる財務会計上の行為は本件委託料支給業務及び国及び東京都への交付金申請業務と解せられる。しかしながら請求人は当該委託料支給業務及び国及び東京都への交付金申請業務の違法性、不当性を具体的に適示しておらず、住民監査請求の対象とはならないものである。

第二に、請求人は「区長は、上記の委託契約に基づき本来国及び東京都から支給されるはずであった交付金相当額の、区負担による公金支出が、文京区にとって損害となっていることにかんがみ、その全額 28,148,000 円を文京区に対して連帯して補填することを、区長、副区長、教育長、および担当管理職（課長以上）（以下、「同者ら」と言う。）に請求すること」を求めるが、この場合、対象となる財務会計上の行為は交付金相当額の公金支出となると解せられるが、この支出行為に関する違法性、不当性の具体的な適示はなされていない。このため住民監査請求の対象とはならないものである。

第三に、請求人は「事実関係の正確な調査に基づくことなく不適切な処分がなされている」こと、「例年定型的に行われていた事務がなされていない異常事態について、感知し、是正できなかったことは、同者らが本来果たすべきである部下を管理監督する役割を果たさなかったことに起因しており、そこには重大な職務懈怠がある」こと、「現場職員に対してなされた処分と比べて、管理・監督する者に対する処分が軽微であり、不適切である」こと、

「事件の担当部門の長である教育長の職にあった者が、副区長の職に異動していたとはいえ、分限懲戒処分審査会の長として会を主宰したことは、利益相反にあたる」こと等により「すでになされた関係者の処分を見直し、公正に組織された分限懲戒審査委員会において再度審議し、適正な処分をすること」を求めるが、対象となる行為は職員の処分であり、財務会計上の行為とはいえない。このため住民監査請求の対象とはならない。

以上のことにより、本件請求における請求人の主張は、いずれも法242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ず、監査を実施しないものである。